

経営法務テキ 論点整理表

テーマ	論点	ポイント	出題率	重要度	備考・間違いノート
§1 民法その他の知識	§1総論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律知識のイントロとして、法体系の中における民法、さらに商法・会社法の位置づけの確認と、法律用語に慣れるための章。出ても3~4問であり、文脈で推定できるか、みんなできないか(C~Dランク)なので、流れと要点だけ整理して後は気にしないこと。</li> <li>・一般法である民法は①総則 ②物権 ③債権 ④相続に分類され、うち③債権と契約が重要。一般法である民法より詳しく定義する商法・会社法は特別法であり、そこで学習する「商行為」が§2会社法へとつながる。</li> </ul>			
§1-1, 2 民法総則	①法律の分類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法に入る前に法律の分類を整理する。成文法/不文法・一般法/特別法・強行法規/任意法規・公法/私法・民事法/刑法・実体法/手続法などざっと6つの分類があるが、民法＝一般法、商法・会社法＝特別法であることを押さえておけばOK。</li> </ul>			
	②民法の原則と構造	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法の基盤的考えである「近代私法の基本原則」は①所有権絶対の原則 ②契約自由の原則 ③過失責任の原則、の3つ。②と③は債権・契約とリンクするポイント。</li> <li>・民法の構造は図1-1。①総則は考え方、②債権はポイントを理解 ③物権は出ても1問 ④相続はまず出ないので無視。</li> </ul>			
	★××メモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営法務全体を通じ、民法が最大の基礎になる。ケース問題を含め正否の方向性を判断する際、「私法の三大原則」がポイント。</li> <li>①所有権絶対→物件が優先、対抗要件、知財の権利など</li> <li>②契約自由→よほどのもの以外は何でもOK</li> <li>③過失責任→無過失の4パターンを押さえればOK→瑕疵担保・不当利得・取締役の利己取引</li> </ul>			
	④法律行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律行為とただの行為の違いは、法律によりその達成が促されているかどうか。7つある法律行為の種類のうち「①契約」のみ重要で、双方の意思表示が合致することにより契約が成立することがポイント。</li> </ul>			
	④権利と能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律上の「権利能力」は個人・法人が持つことができる。</li> <li>・公権・私権と2つある権利のうち、学ぶのは私権。うち契約に関係する請求権・抗弁権が大切。</li> <li>・契約を結ぶために、意思能力・行為能力が必要。能力があれば意思表示が出来て契約が可能。意思表示においてトラブルの元になる①意思の欠缺(心裡留保・虚偽表示・錯誤)、②瑕疵ある意思表示は理解しておきたい。</li> <li>・民法では意思表示が効力を発生するのは「到達主義」。</li> </ul>			
	⑤代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あまり重要でないが、契約の効力発生までの1要件。無権代理＝誰かが勝手に代理してしまう。ただし追認すれば契約時に遡って有効。表権代理＝実際には代理権がなくても、それらしく見える場合は善意の第三者保護のために契約が有効。</li> </ul>			
⑥条件・期限(・時効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律効果の発生の制約条件が条件・期限・時効。</li> <li>・条件は法律効果をスタートさせるものが停止条件、終了させるものが解除条件。前者がちよっとわかりづらいが、「効果を発生させない拘束条件を停止」と覚える。</li> <li>・期限とは、条件とは異なりある一定の時期で効力を発生・消滅させること。始期/終期、確定期限/不確定期限。</li> <li>・時効は問題の作りようがないのでパスする。</li> </ul>				
§1-3 債権・契約	①債権と契約、総論	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債権とは人に請求する権利(⇔物権)。債権を発生させる原因である①契約 ②不法行為 ③不当利得を順に学ぶが、①契約が最重要で、基礎知識→種類→履行→不履行、の順に理解する。</li> </ul>			
	②契約の基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民法→債権→契約と絞り込まれて、契約が民法における最重要論点。民法では「契約自由の原則」が重要論点であるが、診断士試験上は深入り不要。「契約の成立から効力発生まで」のフローをしっかり理解する(図1-8)。</li> <li>〈契約が成立し、効力を発生(=権利義務が発生)するまで〉</li> <li>①双方(正確には複数当事者)の意思表示が合致</li> <li>②契約の有効要件をクリア(客観的4要件、主観的5要件)</li> <li>③代理の場合は、効果帰属要件をクリア</li> <li>④条件、期限がついている場合は、効力発生要件をクリア</li> </ul>			
	③契約の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いくつもあり得る契約のうち、良くある13種類を民法上に特定明示したものが典型契約、それ以外が非典型契約。典型契約の13種類は双務/片務・有償/無償・要物/諾成・契約目的の4つの視点で整理しておく(図1-9)。</li> <li>・典型契約は目的による4つのブロックに分けて把握。内容まで押さえない。うち9番目の「委任」が、善管注意義務・準委任などの用語を絡めて、比較的出題しやすい。</li> <li>・典型契約以外で取り上げやすい契約が、ファイナンスリース・フランチャイズ・OEM契約など。一般常識で。</li> </ul>	基1		典型13契約
	④契約の履行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約が履行されれば債権・債務が消滅する。まずその消滅原因が7つぐらいあると理解。うち「供託」がちよっとイメージしにくい、相手が受け取らなくても第三者に供託してしまうことで債務を解消すること。政治献金を返しちゃうイメージで。</li> <li>・契約を履行させるための「保証」が重要。保証の3つの性質とは①附従性(主債務と共に発生) ②随伴性(主債務と共に動く) ③補充性(主債務が履行されない場合に出發)。</li> <li>・ただし商行為における連帯保証は「補充性がない＝主債務者・連帯保証人のどちらでも請求OK」「分別の利益がない＝誰にいくら請求するかは自由」であることが特徴。連帯保証人になっても絶対なるものではない。</li> </ul>	直4		○保証契約
	★××メモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・〈上級論点〉根保証&amp;限度額。</li> <li>・契約が一杯あるときいちいち保証するのは面倒なのでまとめて総額で保証すること。その際の上限を「限度額」と呼ぶ。</li> </ul>	模5		

<p>⑤ 契約の不履行と損害賠償</p>	<p>・債務不履行とは「正当な理由がないのに債務の履行をしないこと」。履行遅滞・履行不能・不完全履行のケース分けと、損害賠償請求・契約解除の際に催告が必要かどうかを理論的にイメージしておく。  ① 履行遅滞: 払おうとしない→催告して、損害賠償請求・契約解除  ② 履行不能: 故意or過失により履行不能→(できないのが明らかなので)催告不要で損害賠償請求・契約解除  ③ 不完全履行: 十分でない→遅滞=催告、不能=催告不要で、賠償・解除  ・危険負担とは、「双務契約において一方が履行不能となった場合に他方の債務の扱いはどうなるか」の論点。原則→債務者(負担)主義であるが、特定物→債権者主義であることがポイント。結論のみ丸暗記でOK。  ・債権者代位権と詐害行為取消権。一般常識で対応。深ければ無視。  ・債務不履行の場合、債務者に過失責任があれば損害賠償請求可。貸し担保責任の場合、債権者が善意無過失であれば債務者は無過失であっても損害賠償請求可能(善意の債権者の保護)。わかりにくいので表で整理。</p>	<p>基2 直5</p>	<p>△基2 債務不履行・強制履行  →履行遅滞・履行不能・不完全履行はケース問題で出題ありうる。逆にケースで覚えておけばもうバッチリ。  × 債務不履行⇔瑕疵担保責任コンボ  →債務不履行は悪意・善意を問わず、不履行であればなんでもいちゃもんOK。瑕疵担保責任は買主悪意ならNG。検査・通知義務。</p>
<p>☆××メモ</p>	<p>・危険負担は未出題なので出る。たぶん家が出てきて燃えるので、債権者負担でカネ払う。</p>	<p>模3</p>	<p>○債務不履行、危険負担</p>
<p>⑥ 不法行為と不当利得</p>	<p>・契約がなくて損害賠償請求等ができるのが、不法行為と不当利得。過失があれば不法行為。不当利得はおつりを多くもらうなど、無過失だがおかしい状態になっているケースを正しくする救済手段と捉えるとわかりやすい。これも表で整理。  ・不法行為は債務不履行と対比すると理解しやすい。消滅時効は債務不履行10年に対し、不法行為は3年と短い。  ・不法行為の成立要件→①損害発生 ②故意過失 ③因果関係 ④違法性  ⑤責任能力。④は他人の利益(財産権や人格権)を違法に侵害すること  ・不当利得の成立要件→①自分の受益 ②他人の損失 ③受益損失間の因果関係 ④法律上の原因なし。つまり契約も原因もないが、結果的に生じた法律関係(損益)を元に戻そうとする発想。  ★債務不履行・瑕疵担保責任・不法行為・不当利得→まとめ表</p>	<p>基4</p>	<p>△不法行為  →過失責任であることに加え、5成立要件の他の4つまでイメージできるようにしたい。</p>
<p>★××メモ</p>	<p>・民法は後回しにしがちだが、平易な出題が多く押さえておけば確実にGET  ①数字は必ず押さえる。10年・3年・1年・  ②始期(いつから)を押さえる。</p>		
<p>☆××メモ</p>	<p>・債務不履行～不当利得までの要件・時効は授業で何度も繰り返した論点。民法の過失責任の例外になる「無過失責任＝瑕疵担保・不当利得・取締役の利己取引」の観点からもきっちり押さえる。</p>		
<p>§1-4 物権</p>	<p>① 物権とは  ・物権とは「一定の物を直接的・排他的に支配する権利」。物権vs債権では物権が優先され、物権vs物権では「先に対抗要件を備えた」方が優先。  ・物権は強い力を持つ権利であるため、勝手に種類を増やすことを許さず予め法定されたものだけに限定する「物権法定主義」を採る。あとはいろいろ語彙を増やせばOK。  ② 物権の種類  ・物権の種類は良く出るものから順番に押さえる。  ① 所有権: 物を全面的に支配しうる物権  ② 制限物権: 限られた範囲で認められる物権。用益物権・担保物件に分かれるが、前者はかなり古臭いので問われるのは後者の担保物件。担保物権はさらに法定担保物件(留置権・先取特権)と約定担保物件(質権・抵当権)に分かれる。  ③ 占有権: 所有権はないが、いつも使っているので(例えば盗難時の返還など)一定の権利を認めてあげる。事実上の物の支配。  ・譲渡担保: 抵当権は不動産で自分で使用可、質権は動産で占有されてしまうため、自分で使いたい動産を担保にする方法。</p>		
<p>§1-5 相続</p>	<p>① 相続  ・出ないし、出ても解けなくて良い。相続が包括承継(ある人の権利・義務を一括して引き継ぐ)であることがポイントで、法人で言えば「合併」と同じ。</p>		
<p>§1-6 商行為</p>	<p>① 商行為の種類  ・商行為とは商法にて5分類されて定められているが、診断士試験においては「会社・企業の行う活動は商行為として商法が適用される」程度の理解で十分。  ② 商行為の特色  ・あえて出るとすれば、買主の検査・通知義務。民法上の瑕疵担保責任が存続期間1年であるのに対し、よりスピードを重視する商法・商行為では6ヶ月に短縮される。</p>		
<p>§2 会社法等に関する知識</p>	<p>・§2は最頻出論点。会社の設立から機関設計さらには事業再編までの法律知識がキラ星のように並ぶ。ただし各論点相互のつながりが深いので、最初から丸暗記でなく、①大きな流れ重視 ②繰り返しながら細かい知識を埋める ③まとめ表の暗記がゴール、のイメージで手堅く学習することが上策。</p>		
<p>§2-1,2 事業の開始、会社に関する基礎知識</p>	<p>① 事業の開始の基礎知識  ・個人・法人の違い。法人はいくつも種類があるが初めは気にしない。  ・商号は一応大切だが、試験上の論点は「同一住所・同一名称の商号」の禁止ぐらい。  ② 会社に関する基礎知識  ・無限責任と有限責任、直接責任と間接責任。株式会社は全て間接有限責任となる。詳しくは株式会社の中で学ぶ。  ・会社の種類は以下の3つの切り口で場合分け。</p>		
<p>§1-3 株式会社</p>	<p>① 種類  ① 譲渡制限会社⇔公開会社  ② 取締役会非設置会社⇔取締役会設置会社  ③ 大会社以外⇔大会社(資本金5億円以上or負債総額200億円以上) 上級編で④委員会等設置会社。ただし中小企業にはあんまり関係ない  ①-2種類その2  ・一覧表とは切り離して確認する会社は以下の3つ  ⑤ 監査役設置会社  ⑥ 監査役会設置会社  ⑦ 会計監査人設置会社  ⑧ 会計参与設置会社  ・(まとめ)企業の成長段階と設置機関  ① 取締役会設置 → 代表取締役必須、監査役必須  ※譲渡制限会社、大会社以外であれば会計参与でOK  ② 公開会社へ → 取締役会必須、従って監査役必須  ③ 大会社へ → 会計監査人必須  ④ 大会社かつ公開会社 → 監査役会必須</p>	<p>基5 直1</p>	<p>○会計参与⇔監査役を選択設置</p>

②機関	<p>&lt;狙い&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社の機関はその種類↑により設置すべきものが異なる。必ず必要なのは株主総会・取締役の2点だけ。改正会社法により取締役が1人以上となるなど、中小企業向けに配慮された改正がなされ、自由度が増えたが、その分試験の選択肢の幅と出題頻度も増加。</li> </ul> <p>&lt;内容・手段&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①株主総会: 絶対的の必要機関。決議の種類(普通・特別・特殊)の内容と必要得票数を表にして覚える。</li> <li>②取締役: 絶対的の必要機関。法人を動かすパーツ。任期2年まで。取締役の義務5つは一般常識で対応できるが、利益相反取引規制・損害賠償責任の2つはその狙いまで要理解。</li> <li>③取締役会: 設置は任意。公開会社で必須であり、かつ3人以上必要なので1人取締役の会社は必然的に譲渡制限会社となる。</li> <li>④監査役: 業務監査・会計監査の2つを行う。4年任期で解任には株主総会の特別決議が必要。</li> <li>⑤監査役会: 任意設置であるが、公開会社かつ大会社のみ必須となる。3人以上で半数以上は社外であること。これを設置すると「監査役会設置会社」</li> <li>⑥委員会: 指名・監査・報酬の3点セット。設置すると「委員会設置会社」</li> <li>⑦会計監査人: 任期1年。ここからは役員ではない。監査法人or公認会計士のみ。任期1年と報酬・義務。</li> <li>⑧会計参与: 中小企業の質向上を目的に、会計士or税理士が経営に加わって計算書類を作成する。なお会計参与は役員となる。なぜだろう。</li> </ol>			基5 会計参与設置のケース
★××メモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機関ケース問題はイメージで解く。</li> <li>・設置機関→会社の種類推定の問題は、オデン法論理で悩まず判断マニションとアパートの例風呂がなければアパートただし風呂付きのアパートもある</li> <li>・委員会設置会社は別口で覚えるが、総まとめ期にはつながりも意識</li> <li>・任意設置機関のフェイクにひっかからないように。</li> <li>・「現在事項全部証明書」から種類を推定させる問題</li> <li>→ある機関・ない機関で判定OK</li> </ul>	模1 x3		
☆××メモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置機関と会社種類の問題は120%出る。文章だと訳わからないので、図式を描いてから因果関係判断、の順序で手堅く処理。</li> </ul>			
②-2機関その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役会を設置する場合は代表取締役が必要。代表とはまさに会社を代表し、裁判上または裁判外の行為をする権限を有する機関。取締役会を設置しない場合の「社長」は代表取締役でないが、いちいち確認するの面倒なので、表見取締役制度により代表取締役として扱われる。</li> <li>・特別代表取締役制度。6人以上の場合。</li> </ul>			
④株式会社の設立	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社の設立方法は、身内でやる「発起設立」と広く株主を募る「公募設立」の2つ。定款を作成の後、引受→創立総会→機関(取締役など)の選任→チェック→設立登記、の順に進んでいく。</li> <li>・発起人等の責任はさらっと。</li> <li>・定款の作成は、必要項目×5、記載すると効力を発生する項目(変態設立事項→検査役の調査)、その他、の順。現物出資などの変態設立事項は検査役の調査が課せられるが、①少額(500万円以下) ②市場価額以下 ③然るべき第三者の証明のいずれかの場合には免除される。</li> </ul>	基6		<ul style="list-style-type: none"> <li>×基6定款記載事項</li> <li>→必要記載事項⇔記載しなければ効力を発生しない事項、はきちんと切り分け。</li> <li>×払込金保管証明</li> <li>→発起設立で不要。募集設立ではやっぱり必要。</li> <li>○変態設立事項、検査役の調査</li> </ul>
☆××メモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設立周りの論点は、自分が会社を作る際の手順を一通りイメージしておく。出る論点は限られているので、読んでおくだけで得点。</li> </ul>	直2 模2		
⑤株式	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発行可能株式総数は定款への記載が必要であり、発行済株式総数の4倍を限度とする「(公開会社の)4倍ルール」が重要。株式の発行、発行可能株式総数の変更が特別決議/普通決議のいずれになるかのパターン分けを覚える。</li> <li>・種類株式はいろいろあるが、試験に出るのは①優先株/劣後株 ②議決権制限 ③譲渡制限 ④役員選任権付株式など。あと種類株主総会。</li> <li>・④役員選任権付は同族企業向けの配慮。公開会社・委員会会社ではNG</li> <li>・自己株式は処分の規定、相続人等に対する売渡請求など個別の論点をチェック。</li> <li>・株式併合・分割・割当は、株主にとって不利である「併合」のみ特別決議。</li> <li>・単元株</li> </ul>	基7		<ul style="list-style-type: none"> <li>△株式の特別決議⇔通常・取決</li> <li>→切り分けパターンは①募集株式 ②新株予約権 ③自己株式、で共通。3回使えるおいしい理論</li> <li>△募集株式</li> <li>→特決が原則。ただし実務を考慮し、譲渡制限会社ではTSかTS会に委任、公開会社では(有利発行以外は)TS会決議でOK。</li> <li>・種類株式、役員選任権付種類株式</li> <li>○譲渡制限会社の特徴</li> <li>→取締役株主限定・任期延長MAX10年・株主平等原則の例外</li> <li>○募集株式の発行(特別決議)</li> </ul>
⑥新株予約権	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権は①ストックオプション ②買収防衛策などで用いられる。</li> </ul>			
⑦社債	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社債は会社による直接金融の手段であり、新株予約権付社債は簿記の頻出論点。転換条項付き/なしの2種類の見分けと、発行手続きは厳格性の必要上、社債でなく新株予約権の手続きが適用されることがポイント。</li> <li>・社債管理者への委託は①金額1億円以上の大口向け発行、②50口未満の発行、の場合は不要とされ、その中間である不特定多数の個人向けの場合に必要とされる。</li> </ul>	基7		社債、新株予約権付社債
☆××メモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式・社債周りも本質イメージがしっかりしていれば正答可能。種類株式のところはまぎわらしい問題が作れるので、テキスト使って再チェック。</li> <li>・新株予約権付社債は、グリコのおまけ。株式発行+社債の両方の発行手続きが必要となることに注意。手続きの重さは株式&gt;社債。社債の論点は「社債管理者」1点張り。</li> </ul>			

⑧計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計算とは、簿記2級でよく使う「資本金の組入れ額1/2」ルールなどを会社法で定める論点。</li> <li>・減資を行う必要性と手続きを理解。債権者保護手続きが必要。</li> <li>・剰余金の配当は年1回。例外としてTS会設置会社は定款に定めて中間配当が可能。株主総会の普通決議事項であるが、①委員会設置会社 ②会計監査人設置かつTS任期が1年の会社はTS会決議でOK。ガバナンスを充実させたごほうびということ。</li> <li>・配当制限、分配可能額はさらっと。</li> <li>・計算書類とは、BS・PL・CN・注記表の4つ。これに附属明細書を加えた5点は10年間の保存義務。残る事業報告書は保存義務なし。</li> <li>・計算書類は①監査役監査→②TS会での承認→③株主総会普通決議、を経て公告される。公告方法の官報・日刊新聞・電子公告の使い分けは理屈と背景でとて納得。</li> </ul>	基8 直3	計算、減資、利益準備金の取崩 ○配当要件 →純資産300万円以上、金銭以外の現物配当は特別決議、等。 <b>模17 ×資本金の額の減少</b>
★××メモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株式～計算は、特別決議・普通決議・役員会決議のいずれであるかを判断するだけの地味な論点だが、確実に得点できるポイント。</li> <li>・「重要なものは特別決議」「日常業務は役員会決議」「残りモノが普通決議」</li> </ul>		
☆××メモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減資の手続きは特別決議・普通決議・取締役会決議の3レベルに紐づけができれば大丈夫。準備金の減少のみ債権者保護手続きが不要な「場合がある」</li> <li>・剰余金の配当は、普通決議⇔取締役会決議。取決でOKなのは委員会&amp;取締役1年任期の立派な会社。</li> <li>・計算書類は会計参与=税理士に何を期待するかのイメージで処理。計算書類を作り、事業報告は作らない。</li> <li>・公告は債権者(=銀行)から見て何が必要かの順。①まずBS=安全性 次いで②PL=収益性。</li> </ul>		
⑨役員等の責任免除と株主代表訴訟制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取締役の会社に対する損害賠償責任は、総株主の同意があれば全額免除され、特別決議があれば最低責任限度額(年間報酬の6・4・2年分)以外は免除できる。ただし故意or重過失の場合は免除されない。</li> <li>・取締役の損害賠償責任は、過失責任(民法)の場合は会社が負担できるが、悪意または重過失の場合は役員個人が負担する(会社法)。</li> </ul>	直1	×役員等の責任 →連帯責任を負う。株主代表訴訟は受領後60日以内に提訴必要。
★××メモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社に対する責任 ⇔ 第三者に対する責任、は意識して場合分け。</li> <li>・直接本人のみ無過失責任。他の役員は過失責任。</li> </ul>		
§2-4 持分会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>①持分会社(合名・合資・合同会社)           <ul style="list-style-type: none"> <li>・持分会社とは「株式会社ではないが誰かが出資している会社」ということ。合名会社は直接無限責任社員のみ。直接有限責任社員が加わると合資会社。この2つは極めてレア。一方合同会社(日本版LLC=Limited Liability Company)は、改正会社法により新設、間接有限社員のみで構成する意味で株式会社のみ。株式会社より設立手続きが簡単なので、ベンチャー・企業での活用に期待。</li> </ul> </li> <li>②民法組合・匿名組合・有限責任事業組合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人格を持たせず、契約のみで事業を営む場合は、「会社」でなく民法組合・匿名組合・有限責任事業組合を選択する。責任の持ち方(無限・無限+有限・有限)は合名・合資・合同会社とセットで覚える。特に有限責任事業組合(Limited Liability Partnership)は合同会社との違いがポイント。</li> </ul> </li> <li>③LLPとLLCの違い           <ul style="list-style-type: none"> <li>・法的性格(契約⇔会社)、法人格(なし⇔あり)、課税(構成員課税・法人課税)など</li> </ul> </li> <li>☆××メモ           <ul style="list-style-type: none"> <li>・民法組合⇔LLP⇔LLCは違いを押さえる。LLPの登記=有限責任であることの第三者への対抗要件。あとはOKでしょ。</li> </ul> </li> </ul>		
§2-5 組織再編等 ★重要	<ul style="list-style-type: none"> <li>①組織再編等～総論           <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社法の論点の中で、種類×機関の論点に次いで重要なのが、企業の戦略手段としての組織再編(→事業譲渡・合併・株式交換・会社分割)の論点。それぞれの手法の位置づけ・生い立ちと、必要な手段をマトリクス状に整理して理解する(→図2-52)。</li> </ul> </li> </ul>		
②組織再編の手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織再編の手法は、民法に基づく売買契約である「①事業譲渡」と会社法が手続きを定める「②合併」「③株式交換」「④会社分割」にまず2分する。ついて②・③・④について、既存の会社に吸収させるAパターンと、会社を新設するBパターンに分け、合計7パターンとなる。</li> <li>①事業譲渡: 会社の事業を切り離し、金銭で他社に売却。売買契約は民法に従い、20年間の競業禁止義務・株主総会における事業譲渡契約の承認などの諸規定は会社法の定めに従う。</li> <li>②合併: 2つの会社が1つにまとまる。通常はどちらかを存続会社とする吸収合併。新設合併は実務上あまり考慮しない。論点少ない気がするが良く出されているので、過去問要チェック。</li> <li>③株式交換・株式移転: 合併の対価を現金でなく株式で可能とし、企業再編の円滑化を促す。株式交換は吸収合併のイメージで親子関係に。株式移転は、事業会社を残してHDカンパニーを作るイメージ。</li> <li>・従来は公開子会社の100%子会社化は難しかったが、両社の特別決議(2/3)があれば株式交換が可能になり、100%子会社化が容易になった。</li> <li>④会社分割は事業譲渡を迅速化するイメージ。事業譲渡に比べ①手続きが簡単 ②対価は株式でOK、が特徴。既存企業に渡すと吸収分割、単にスピンアウトだけさせると新設分割。やや細かいが、会社分割できるのは株式会社と合同会社のみ。吸収・新設は全ての会社(株式会社+持分会社)で可能。</li> </ul>	基9  直17	事業譲渡、会社分割  ○事業譲渡、競業禁止義務20年  ×株式交換 →株式交換は100%のみ、つまり全部。
③組織再編の手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織再編の手続きは重要。丸暗記でなく、なぜそうなっているかの視点で各手続きの要否を理解。最終的に表2-52。</li> <li>①書類備置: 必要。民法上の手続きである事業譲渡のみ不要</li> <li>②株主総会特別決議: すべて必要</li> <li>③株式買取請求権: すべて必要</li> <li>④債権者保護手続き: 債権者に影響ある合併・会社分割では必要。旧会社に債務が残る事業譲渡、所有者が変わるだけの株式交換では不要。</li> </ul>	直17 x3 模19	
④2組織再編の手続き(労働契約の承継)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者保護の視点で規定を置く。会社分割の場合が争点。分割契約にて労働契約の承継⇔残留が分かれるが、その事業に従事しているかどうかで、意に反する場合(=従事しているのに移らない、従事していないのに移る)は労働者側に選択権が与えられる。</li> </ul>		

	<p>③-3組織再編の手続き(効力発生&amp;簡易・略式)</p> <p>④簡易組織再編・略式組織再編</p> <p>⑤対価の柔軟化</p>	<p>・以上の手続きの効力は原則契約日から発生するが、新会社を作る新設合併・株式移転・新設分割ではその新会社の成立日から効力発生。 ・簡易・略式組織再編は、新会社を作る3パターンでは適用不可。既存会社の4パターンのみ。</p> <p>・迅速化の視点から一定条件下で株主総会での承認を省略できる。金額的に重要性がない場合が簡易組織再編。支配関係にあってどうせ総会で承認される場合が略式組織再編。 ・数字は一通りチェック。簡易組織再編の重要性は純資産(もらう側)・総資産(あげる側)の1/5以下なら省略可。略式組織再編の支配関係とは9/10以上。</p> <p>・吸収タイプについて、さらに存続会社株式以外も認めることが「対価の柔軟化」。社債・現物・親会社/子会社株式などある意味なんでもあり？ただし新設タイプは不可。派生パターンとして三角合併もぎっとイメージしておく。</p>		
	★××メモ	<p>・組織再編は、各論点を横断的な知識でつなげてから解答。 ①全部or一部の判定 合併・株式交換→全部 事業譲渡・会社分割→全部or一部 ②事業譲渡⇔会社分割コンボ出題 →手続きの違いはコンボで理解。会社分割の方がメリット○。対価の柔軟化は何でもありなので、あまり問われにくい。 ③図示する、名前つける。</p>	直17	組織再編ケース問題 × 手続による手法選択 → 事業譲渡は面倒、会社分割の方が容易
	☆××メモ	<p>・組織再編はもう何度もやっているのだから、実際の出題形式を想定して準備。聞かれ方に対し、本質の知識をどう使って処理するか。 ・事業譲渡=民法の規定、やり方自由すぎて使いづらい ・合併・株式交換・会社分割=やり方パッケージ化。使いやすい。 ・債権者保護手続・買取請求権はチャートの○×で処理OKだが、理屈的にはBSハコイメージでOK。 ・一部事業譲渡における重要⇔非重要な切り分け注意。本試験では数字で出てくるので「譲渡側の総資産額の1/5」で処理。 →簡易組織再編の譲渡側分割会社も同じ。</p>		
§2-6 会社法等に関するその他の知識	①投資事業有限責任組合 ②種類の変更	<p>・ファンド</p> <p>・株式会社⇔持分会社の種類変更は、いずれも①組織変更計画 ②総株主の同意 ③債権者保護手続、の順で手続き。</p>	基10	持分会社
§3 資本市場に関する知識	①株式上場 ②証券市場の種類 ③金融商品取引法	<p>・一般常識で対応</p> <p>・一般常識で対応。過去問・答練で出たものだけ押さえる。東証マザーズは利益・純資産の規定もなし。</p> <p>・金融商品取引法は、投資者保護を目的とした会社法の特別法であり、上場企業が従うべきルールがここで示されるので実務上で重要。発行時に必要なのが発行開示であり、①有価証券届出書 ②目論見書。流通市場で必要なのが継続開示であり、③有価証券報告書、④半期報告書 ⑤四半期報告書 ⑥内部統制報告書、などなど。それぞれ要求・使用目的がわかれば納得。 ・募集(新規)・売出し(既存):50人以上を対象とする場合は有価証券届出書が必要。ただし募集のうち私募(プロ・少人数)の場合は届出書不要。 ・有価証券報告書類は、提出期限・公衆縦覧期限の数字程度で、実務知識程度でカバー可能。 ・大量保有報告書は5%ルール、5日以内、1%変動で変更届出。</p>	基11	金商法
	★××メモ	<p>・資本市場のうち、統合の都合で資本上場は問にくい。出題0は考えづらいので、金商法、特に有価証券届出書・報告書は重点的に押さえる。</p>	直16 直16 模14	<p>× 有価証券届出書の発行要件 → 総額1億円以上の公募。 × 確認書制度 → 確認書は毎四半期、内部統制報告書は年1回。混乱しやすいので、明確に整理しておく</p>
	☆××メモ	<p>・+α(Cランク)狙いでどこを押さえるか。①マザーズの上場要件一通り ②私募債の要件</p>		
§4 倒産等に関する知識	①倒産～概要 ②清算型の手続き ③再建型の手続き	<p>・企業の倒産処理方法は、清算型・再建型に分かれる。清算型には破産・特別清算の2つ、再建型には民事再生・会社更生・特別調停の3つの法的手続きが定められており、これらの手続きによらない場合は私的整理となる。私的整理は清算・再建の両方。</p> <p>・破産が主。破産に至る原因は支払不能・支払停止・債務超過の3つ。</p> <p>・民事再生と会社更生が主。両者の制度・狙いの違いを押さえる。</p>	基12	倒産法制
	☆××メモ	<p>・倒産は弁護士領域なので、深入りせず太字の基本知識のみカバー。～の恐れが開始原因であることをチェック。 ・+α(Cランク)狙いでどこを押さえるか。①倒産法制の開始原因 ②再生手法テキストレベル。</p>	模6	<p>× 議決権要件、債権総額要件 → 民事再生の可決要件が、議決権(頭数)要件=過半数 債権総額要件=1/2以上 であることの暗記対応でOK。</p>
§5-1 知的財産権	①知的財産権～総論	<p>・知的財産権とは、いろんなものを利用する権利の総称であり、知的活動に関する全ての権利を意味する広い概念。中小企業が差別化を図り生き残っていくという意味で知的財産権を上手に活用することが必要、という意味で重要。 ①産業上の創作→特許権・実用新案権・意匠権 ②営業上の権利→商標権・周知・著名商品等表示(不正競争防止法) ③文化的な創作についての権利→著作権 ・特許権・実用新案権・意匠権・商標権の4つは「産業財産権」の括りでまとめて学習。 ・産業財産権以外では、著作権法・不正競争防止法などを学習。</p>	直11	○ 産業財産4件の手続き、横断問題 → 聞いていることは基本レベル

§ 5-2 産業財産権 ★重要	①特許権(特許法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特許法の目的は「発明の保護・利用による産業の発達」。ここでいう「発明」とは「高度な技術的思想の創作」。</li> <li>・発明の5要件: 自然法則・技術/技術思想(⇔技能)・創作(⇔発見)・高度(⇔考案)。</li> <li>・特許の6要件: 産業で利用可能・新規性・進歩性・先願(準公知/拡大先願)・反社会的でない。</li> <li>・取得手続</li> <li>・特許権の効力・制限・存続期間</li> <li>・専用実施権⇔通常実施権</li> <li>・共同発明・職務発明</li> <li>・先使用权・中用権・用尽論</li> </ul>	基13 特許法 基14 手続き 基15 共有発明・職務発明 基16 先使用权・中用権 直8 ○質権 →横断的に整理。知っていれば易 直7 ○共同・職務発明 直6 ○仮専用、仮通常実施権 模7 ○仮専用、仮通常実施権 模8 ○中用権、用尽論、ケース問題 模11 ○先使用权(無償)、ケース問題
	☆××メモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用実施権⇔通常実施権の違いは表でしっかり。「特許を受ける権利」は不確定なので質権NG。</li> </ul>	
	②実用新案権(実用新案法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用新案法の目的は「考案の保護・利用による産業の発達」。ここでいう「考案」とは「技術的思想の創作」であり、つまり発明ほど高度でない「小発明」。</li> </ul>	基17 実用新案法、手続 模7 ×実用新案技術評価書 →実用新案→特許はOKだが、技術評価書を請求した時点で特許はNG。技術評価書をタダ乗りで使わせないため。逆イメージ修正。
	③意匠権(意匠法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意匠法の目的は「意匠の保護・利用による産業の発達」。ここでいう「意匠」とは、物品の形状・模様・色彩等で視覚を通じて美感を起こすもの。つまりデザインであるが、物品と必ず結びついていることがポイント。</li> </ul>	基18 ×基18意匠登録 →工業上の利用可能性なので、量産できることが必要。芸術・建物は対象外。 ※建物は著作権OKなのでセットで覚える 直12 ○意匠法の定義→形状・模様・色彩 直12 ×同日出願 →意匠法は特許法と同じで協議。実用新案法は両方×。 模9 ×部分意匠、画面デザイン →部分意匠は商標公報発行前日までは出願OK。画面デザインが保護されるのは、 ○操作に使用 ×単なる背景
	☆××メモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実用新案と意匠法の違いイメージアップ。            →実用新案=実用性=何かに使える・役立つ            →意匠法=美感=車のボディの美しさ</li> </ul>	
	④商標権(商標法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商標法の目的は「商標使用者の信用維持による、産業発達と需要者利益の保護」。</li> <li>・商標はどんどん登録されるので、登録できても効力が制限されるケースがあることに注意→①自分の名前「さとう」②用途の表示「冬用」③一般用語「問屋」④必要な形態・包装。</li> <li>・地域団体商標登録</li> </ul>	基19 ×基19商標法の制度 基20 →出願公開は特許との違いを意識できればOK。商標登録の効力が及ばない4ケースも大まかにイメージしておく 模10 ○商標他論点コンボ問題 商標登録あり→地域商標・小売等役務商標・類似商標。 商標登録なし→周知表示混同惹起
★××メモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業財産4件も横断的理解で。            ①特許を中心とし、ヨコにスライド            ②数字は必須。20年・10年・・・</li> <li>・商標ケース問題対応            ①登録有無            「商標」なら不正競争防止法の論点            「商標権(登録済)」なら商標法・産業財産権の論点            ②まざらわしさ有無            ③周知性&lt;著名性(××ケーキ&lt;不二家ケーキ)            ④新規性・創作性は不要</li> </ul>		
☆××メモ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職務制度のヨコ串を改めて整理。            ○特許・実用新案・意匠            ×商標            △著作権→定めなければ使用者に帰属            ・先使用权・中用件・用尽論・均等論は、ケース問題を使ってイメージUP。金討論のケース問題はコテコテのわかりやすい事例が出てくる。</li> </ul>		
§ 5-3 産業財産権の侵害に対する手段	①侵害の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業財産権に対する侵害は「直接」「間接」「擬制」の3つ。「直接」については「均等論」により本質的な内容が同じなら侵害とみなすことがポイント。「間接」は侵害に加わったり、手伝うこと(共同不法行為)。「擬制」は侵害用の装置の販売・提供など。</li> <li>・特許権侵害を中心に、実用新案権・意匠権・商標権への侵害は差分をマスター。実用新案権は同内容、意匠権・商標権は類似意匠・商標も対象。</li> <li>・譲渡目的所持も侵害となる。</li> </ul>	
	②対応策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・侵害と同じく特許権の場合をマスター。</li> <li>・侵害された→警告・仮処分等→損害賠償/不当利得返還/信用回復措置の請求、刑事告訴。</li> <li>・警告受けた→調査回答→対抗措置検討(先使用权・用尽)。</li> </ul>	
§ 5-4 産業財産権以外の知的財産権	①著作権		基21 著作権、著作人格権 基22 複製権 模12 ×公表権 (1) →用語問題。公表権は著作人格権。基礎だがそこに気づかないくらい前段階にひっかけあり。 (2) ×著作権の侵害 →著作権法の保護対象(=表現) ⇔特許権/実用新案権での保護対象(=物品)

	②不正競争防止法			基23 直14 直13 模13	×基23商品形態模倣 →作るまではOK、譲渡行為が× ○商標ケース問題→周知性・著名性 ○営業秘密3要件→秘密管理・有用・非公知 ○商品形態模倣(発売後3年間保護)
	☆××メモ	・不正競争防止法のうち、商品等表示・営業秘密の2論点が頻出。重要キーワードの意味を再確認しておく。			
§5-5 その他の知識	①ライセンス				
	②TLO				
	③ソフトウェアの保護			直10	○ソフトウェアの保護
§6 その他経営法務に関する知識	①独占禁止法	・公正・自由な競争を保ち、消費者保護と経済発展を図るための法律。 ・不当な取引(カルテル・談合)は制限 ・不公正な取引方法は、強制力が強いので公正取引委員会が予め適用する16種のパターンを指定。		直5	○PL法3要件 →製造物・製造業者・拡大被害
	②景品表示法	・公正競争と消費者保護の一環として、不当な景品・表示を規制する。独占禁止法の「ぎまん行為」「不当な顧客誘引」についての特別法。 ・景品は売価の20倍までで10万円が上限。			
	③製造物責任法	・3要件:製造物か・製造業者か・拡大損害か ・3欠陥:設計上・製造上・指示/警告上		基24 模16	製造物責任法、製造業者の範囲 ○(3要件)拡大損害
	☆××メモ	・製造物責任法の3要件はお約束。このうちあいまいにして出題しやすいのが「製造物かどうか」。迷ったら一旦保留して、他の選択肢からの消去法で処理			
	④消費者保護法則	・出ない。			
	⑤国際取引	・国際取引(=貿易)のトラブル時の紛争解決の考え方を学ぶ。準拠法とはどの国の法律を用いるかを「当事者自由の原則」により決めることであるが、予め定めない場合は「最密接関係地法」により①不動産の場合は所在地 ②その他は売り手の所在地、の法律を用いることが基本。 ・貿易に関する用語はインコタームズ(International Commercial Terms)により定まる。問われるのはFOB・CIF程度。		基25 直15 模15	×基25FOB・CIF →またやってしまった・・。 ○国際契約・英文契約書 →英単語知ってるか知らないか ×準拠法(売主の所在地) →間違えてラッキー。これで覚えた。
	☆××メモ	○準拠法は取る ○FOB・CIFは取る △ライセンス絡みは状況次第で取る ×英文契約は取りたい人だけ取る。			